

射水市長期継続契約とする契約を定める条例施行規則

平成20年12月22日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市長期継続契約とする契約を定める条例(平成17年射水市条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の範囲)

第2条 条例第2条第3号で規定する契約は、次に掲げる業務等に関する契約とする。

- (1) 廃棄物の収集運搬及び処理業務
- (2) 給食の調理又は配送業務
- (3) バスの運行業務
- (4) 歳入の徴収及び収納業務
- (5) 情報処理システムの保守運用業務
- (6) ソフトウェアの使用許諾
- (7) 通信機器、医療機器又は機械器具類の借入れ又は保守
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。